

令和4年11月4日開催

第8回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和4年度 第8回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和4年11月4日(金)
 2. 開催時刻 開 刻 13時32分
 閉 刻 13時50分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 13人

会	長	18番	新国	純一
会	長職務代理者	17番	石丸	博雄
委	員	2番	佐藤	克哉
委	員	3番	菅井	誠
委	員	5番	西	美紀
委	員	7番	林	秀和
委	員	8番	鈴木	和弘
委	員	9番	岡田	一司
委	員	10番	石山	幸一
委	員	11番	大河原	正一
委	員	12番	大村	明
委	員	14番	西原	弘子
委	員	15番	原田	喜一郎

5. 欠席委員 5人

委	員	1番	梶田	政實
委	員	4番	笹原	仁
委	員	6番	菅井	美徳
委	員	13番	須藤	智弘
委	員	16番	早川	剛司

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委	員	9番	岡田	一司
委	員	15番	原田	喜一郎

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 原 吉生

- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農
 用地利用集積計画について
 議案第3号 あっせん委員の指名について
 議案第4号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事	務	局	長	広瀬	淳次
農	地	・	農業振興担当係長	原	吉生
農	地	・	農業振興担当主事	松尾	和康
農	地	・	農業振興担当係長	森谷	智之
農	地	・	農業振興担当主任	加藤	一実

8. 会議の概要

議長 　ただ今から、本日招集された令和4年度第8回（R4.11.4）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。
　本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員13名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。
　次に、議事録署名委員の指名を行います。
　議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、9番 岡田委員、15番 原田委員の両名を指名します。
　次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆諸般の報告

1. R4. 10. 5（水）13：30～
　第7回農業委員会総会

◆今後の予定

1. R4. 12. 5（月）13：30～
　第9回農業委員会総会

議長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
　（質疑なしの声）

議長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。

　議案第1号 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1件を議題とします。
　事務局から、議案を説明させます。
　（事務局 議案朗読説明）

事務局 　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。
　議案書をご覧ください。
　整理番号3
　につきましては、所有権移転でございます。
　整理番号3・所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「85, 426」・譲渡人「●● ●●」・労働力（人）「0」・経営面積（㎡）「畑 0」・申請理由「相続地を譲渡する」・譲受人「●● ●●」・労働力（人）「2」・経営面積（㎡）「畑 241, 523」・申請理由「経営規模拡大のため」
　（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 　以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号「整理番号3」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」4件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案書をご覧ください。
整理番号48から整理番号50につきましては、賃貸借でございます。
整理番号48、所在「●●●」・地番「●●ほか4筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「38,089」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・始期「R4.11.15」・終期「R9.11.14」・期間5年」・金額(円)「10a当り3,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号49、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「26,794」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・始期「R4.11.15」・終期「R5.11.14」・期間1年」・金額(円)「10a当り4,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号50、所在「●●●」・地番「●●ほか9筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「100,009」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・始期「R4.11.

15」・終期「R14.11.14」・期間10年」・金額（円）「年400,000」・支払方法「毎年11月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号51、所在「●●●」・地番「●●ほか23筆」・地目「公簿、畑現況は全て畑」・面積（㎡）「92,711」・譲渡人「●●●●」・譲受人「●●●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R4.12.23」・支払期限「R4.12.23」・金額（円）「8,350,000」・支払方法「指定口座振込」

整理番号51につきましては、平成24年度の農地保有合理化事業関連賃貸借期間満了を迎え、北海道農業公社から譲受人に農地を売り渡す件でございます。

議 長 これより、議案第2号「整理番号48」についての質疑を行います。質疑はありませんか。（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決（さいけつ）を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 これより、議案第2号「整理番号49」についての質疑を行います。質疑はありませんか。（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決（さいけつ）を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 これより、議案第2号「整理番号50」についての質疑を行います。質疑はありませんか。（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決（さいけつ）を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 これより、議案第2号「整理番号51」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「あっせん委員の指名について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町 ●●●
●● ●●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●外16筆」・地目「公簿畑、
宅地、原野、雑種地、現況は畑」・面積(m²)「168,951.
82」

3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

その2

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町 ●●●
●● ●●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●外14筆」・地目「公簿及
び現況は畑」・面積(m²)「49,664」

3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号その1についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 続きまして、議案第3号その2についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名して
おりますので、本案についても、議長が指名することにご異議ありま
せんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
それでは、あっせん委員については、その1については12番 大村
委員、13番 須藤委員を指名します。その2については15番 原田
委員、16番 早川委員を指名します。

各委員は、よろしくお願いします。

議 長 次に、議案第4号「現況証明願いについて」の4件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号20、所在「遠軽町●●●」・地番「●●●外2筆」・地目「公
簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「160」・申請者
「湧別町●●● ●● ●●●」・理由「地目変更登記」・調査員「3番菅
井(誠)委員、7番林委員、11番大河原委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり、現況は雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、3番菅井(誠)委員、7番林委員、11番大河原委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号21、所在「遠軽町●●●」・地番「●●●外1筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「745」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「6番菅井(美)委員、8番鈴木委員、10番石山委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、都市計画区域内第1種低層住居専用地域内であり、現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。なお、現地の確認につきましては、6番菅井(美)委員、8番鈴木委員、10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号22、所在「遠軽町●●●」・地番「●●●」・地目「公簿一田、現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「2,561」・申請者「恵庭市●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「7番林委員、10番石山委員、11番大河原委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり現況は原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、7番林委員、10番石山委員、11番大河原委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 整理番号23、所在「遠軽町●●●」・地番「●●●外1筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「25,196」申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「9番岡田委員、10番石山委員、17番石丸委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農業振興地域例外地であり、現況は原野となっています。なお、現地の確認につきましては、9番岡田委員、10番

石山委員、17番石丸委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

議 長 これより、議案第4号「整理番号20」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号21」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号22」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号23」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和4年度第8回農業委員会総会を閉会します。